

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東松山市長 森田 光一

市町村名 (市町村コード)	東松山市 (11212)	
地域名 (地域内農業集落名)	古凍地区 (北新、古凍、根岸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内を耕作する担い手(認定農業者)数は3人。主要作物は水稲。  
耕作地が分散しているため、耕作者ごとに農地を集約する。  
区画が小さいため集約して農地を大規模化する必要があるが、大型機械が入れないくらい農道が狭い箇所がある。  
計画範囲内にいくつか遊休農地があるため、土地所有者に対して改善または事業参加を働きかける必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物は水稲、慣行農法を継続する。  
作業効率をあげるため、集約化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

策定範囲全体を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
経営規模を拡大してもよい耕作者を中心に、地域の農業関係者(農地利用最適化推進委員など)と調整しながら、農地中間管理事業を活用して集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地権者の意向に基づき貸し付けを進め、担い手の経営意向を踏まえて集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
将来的に、農地の区画拡大や農道の拡幅などを含めて活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内または隣接する地域から経営体を募り、新規就農者や経営規模の大小、個人か法人かにかかわらず、意向を踏まえながら担い手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

